

# 学内奨学金・民間奨学財団等奨学金 申請要項 【日本人学生用】

本学では、日本学生支援機構の貸与型奨学金、「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金の他にさまざまな奨学金を取り扱っています。

学内奨学金・民間奨学財団等奨学金については、この要項にしたがって申請してください。

## **大学ウェブサイト 奨学金ページ**

ホーム > 在学生の方へ > キャンパスライフ > 奨学金制度

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/scholarship.html>



## **問い合わせ先**

学生支援課 奨学事業係（西キャンパス本館 1 階）

TEL : 042-580-8139

E-mail : [scholarship@ad.hit-u.ac.jp](mailto:scholarship@ad.hit-u.ac.jp)

外国人留学生向けの奨学金については、この要項によらず、大学ウェブサイトにある要項に従って申請してください。

ホーム > 留学生・留学希望の方へ > キャンパスライフ > 在学中の留学生の方へ > 私費留学生の方へ

<https://international.hit-u.ac.jp/curr/pr/>



## 学内奨学金・民間奨学財団等奨学金申請の前に（必ず読んでください！）

- 学内奨学金・民間奨学財団・地方公共団体等の奨学金の募集は例年 **100 件以上**（そのうち約 7 割が返還不要の給付型）あり、約 **250 名超**の学生が奨学金を受給しています。特に、春ごろに多くの募集（特に**学部 1・2 年生**対象のもの）がありますので、採用のチャンスは大いにあるでしょう。
  
- 財団によって採用基準は様々ですが、多くの財団では経済状況とともに学業（学部生については **GPA**）も重視しています。学内選考においても、財団の採用基準をふまえたうえで、経済状況と学業のどちらも重視して選考を行ないます。（経済状況については、一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準を準用して選考します。）  
財団の中には、**学業成績をより重視した奨学金**もあり、それらについては、経済状況に関して、**国による経済支援よりも比較的緩い基準で応募可能**ですので、積極的にご活用ください。
  
- 例年、直接応募の奨学金や学内選考のない奨学金に多くの応募がありますが、全国の不特定多数の学生が応募するため、高倍率になる場合が多い**です。  
金額が比較的大きくないものや、対象者が限定されている（学年・出身地域等）もの等の中には、給付型であっても応募が比較的少ないものもあります。  
**一橋大学は、多くの民間財団等の奨学金の指定校となっている一方で、他大学等と比較すると総学生数が少ない**こともあり、学内選考のない奨学金よりも、**学内選考のある奨学金の方が、相対的に採用される可能性が高い**です。（財団ごとに推薦人数が定められておりますが、例年、特に学部生を対象とした奨学金については競争率が低い傾向にあるので、**申請要件さえ満たしていれば、学内選考のフローをスキップして財団に推薦できる**ケースがあります。）
  
- 奨学生に採用されると、奨学生としての活動が求められることがあります。  
財団によって異なりますが、近況報告やレポート提出、財団の主催する式典や交流会等の行事への出席等です。財団は、交流会等の行事での奨学生との交流をととても大切にしています。学外の仲間と交流できる貴重な機会でもありますので、留学や定期試験等特別な理由がある場合以外は**行事には他のことに優先して必ず出席**するようにしてください。

## 民間奨学財団等奨学金申請の流れ

大学ウェブサイトの「民間奨学団体・地方公共団体の奨学金」ページ

(<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html>)にて、現在募集中の奨学金一覧を確認 (募集は3月～5月に集中(特に4月初めからがピーク)します)



### 直接応募の奨学金

学生個人が応募書類等を財団ウェブサイト等から入手して、直接財団等に応募してください。

### 大学一括応募 (大学が申請者全員分をまとめて財団に応募) の奨学金

学生個人が応募書類等を財団ウェブサイト等から入手して、財団等の求める書類を、**大学が設定した提出期限**までに学生支援課窓口へ提出してください。**(提出書類の内容についてはこちらでチェックしないので、各自で不備等がないか、必ず確認を行ってください。)**

大学では選考を行わず、応募者の提出書類をとりまとめて財団等に送付します。

### 大学推薦 (学内選考あり) の奨学金

※当該年度4月1日時点で他の民間奨学財団等の給付型奨学金(日本学生支援機構奨学金を除く)を受給している学生または受給予定の学生は原則申請できません。

①「学内選考用奨学金申請書」(以下「申請書」)を作成し、必要書類(【提出書類】参照)を添付して大学が設定した提出期限までに学生支援課窓口へ提出

↓ (提出期限から1週間程度)

②提出された申請書類をもとに学内選考(経済状況・学業等により選考)により大学が推薦する学生を決定



③推薦学生に連絡。学生は学生支援課窓口で財団等の応募要領・応募書類を受け取る  
**(推薦しない学生には特に連絡は行ないません)**

↓ (1週間程度)

④財団等の求める書類を、大学が設定した提出期限までに学生支援課窓口へ提出



財団等での選考(書類選考・面接等)



奨学生採用(授与式等の行事があることもあります)

※**直接応募**の奨学金に採用された場合は学生支援課奨学事業係までご報告(奨学金名・受給金額・受給期間のわかる書類を提出)ください

## 注意事項

- 申請書類（特に家計に関するもの）は、その時点で用意できる最新のものを提出してください。
- 提出期限厳守です。書類の追加提出が必要になる場合が多いので、提出期限前に余裕を持って申請することを強くお勧めします。（提出期限ぎりぎりの申請で不足書類がある場合、学内選考に間に合わないことがあります。）
- 本学の教員による推薦書が必要な場合、学部 1・2 年生はクラス顧問教員、学部 3・4 年生および大学院生は指導教員等、法科大学院生は法科大学院資料室に作成を依頼してください。依頼の際（特に学部 1～2 年生で指導教員がないような場合）には次のことなどを添えて依頼するようにしてください。また財団の募集要項などを添えて依頼下さい。
- ・ 応募するのはどのような財団であるか
  - ・ なぜこの財団に応募するのか
  - ・ 奨学金を必要とする理由
  - ・ これまでの学業の成果/学業以外の成果
  - ・ 今後の研究計画、学業への意欲、将来の目標
  - ・ その他、奨学金の受給に値する人物であることを表す情報
- 学長名・学長印が必要な場合は、推薦文等それ以外の部分を上記教員等に作成してもらったうえで学生支援課 奨学事業係までご相談ください。
- 提出書類の不備・推薦の連絡等、非常にタイトなスケジュールのため、緊急の連絡を取ることが多くあります。大学からの連絡は学籍番号 G-mail か携帯電話にしますので、迅速に対応できるようにしておいてください。連絡が取れない場合、次点の学生の繰上げ等の措置をとることがあります。
- 「大学推薦（学内選考あり）」の奨学金については、（併給を認めないものでも）併願は可能ですが、併願する場合には、奨学金の希望順位は考慮できません。また、同一の学生を複数の奨学金に推薦することは原則ありません（大学推薦後に不採用となった後に別の奨学金に推薦することはできます）。
- なお、大学推薦によりすでに他の奨学金を受給している場合も、原則推薦できません。
- 「大学推薦（学内選考あり）」の奨学金については、大学に推薦枠があり、大学の選考を受けた候補者として推薦しますので、奨学金に採用された場合は、原則辞退できません。（学内選考を要する奨学金と学内選考を要しない奨学金の両方に採用され、かつ、いずれかの奨学金が併給を認めていない場合は、原則、学内選考を要しない奨学金の受給を辞退する必要があります。）

- 学内選考で大学からの推薦が決まっても、推薦＝採用決定というわけではありません。  
その後財団での選考があります。書類選考のほか面接がある場合もありますので、財団やその財団の母体の企業等のこと、奨学金がなぜ必要でどのように使用するか、自己 PR、自分の将来、自分の研究（特に大学院生）等について十分に考え、準備をしたうえで申請してください。
  
- 財団等の規則によりますが、奨学生としての義務を果たさない・学業不振・留年決定・その他奨学生として相応しくない行動があった等の場合に、奨学金の支給が停止されたり打ち切られたりすることがあります。また、そのようなことがあると、当該奨学生だけでなく、以降の募集にまで影響することもありますので、奨学生は財団等に対して誠実に対応するよう心がけてください。  
(他に、休学や海外留学等あった場合に奨学金の支給が休止されることもあります。)
  
- 例年 4 月に大学が実施する定期健康診断を必ず受診してください。奨学生採用時に最新の健康診断書が必要となります。